



令和7年度版

尼崎市における 地方交付税の現状と課題

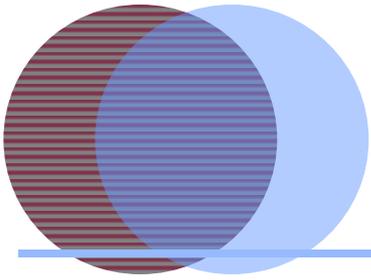
令和8年3月

尼崎市 資産統括局 財務部



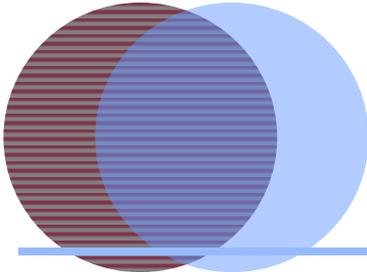
この資料の構成

- 第1章 地方交付税と地方財政制度の概要 ・ ・ ・ P.2
⇒地方交付税と地方財政制度の基本的な内容を掲載。
- 第2章 尼崎市の地方交付税等の現状と課題 ・ ・ ・ P.22
⇒「算定と実態の乖離」など算定上の課題を分析。
- 第3章 尼崎市の算定結果 ・ ・ ・ P.30



第1章

地方交付税と地方財政制度の概要



そもそも「地方財政制度」とは？

- 地方は、地域間格差や景気の動向による年度間格差にかかわらず、一定の行政サービスを行う必要性がある。
- 国は、地方がその責任を果たせるよう、地方財政計画を通じて、地方交付税や地方債などにより、各団体の財源を保障することになっている。
- こうした一連の制度を包含して、「地方財政制度」と言う。

地方財政計画のイメージ

イメージ① 地方財政計画の概要

(歳出)	(歳入)
給与関係経費	地方税
一般行政経費	国庫支出金
投資的経費	地方債
その他	地方交付税

地方税等だけでまかないきれない金額（財源不足額）を地方交付税で埋め、地方の財源を保障している。

イメージ② 地方財政計画の動き

たとえば、来年、扶助費が増えると見込まれる一方で、
 税収が回復局面にあるとすると...

(今年の歳出)	(来年の歳出)	(来年の歳入)	(今年の歳入)
給与関係経費	給与関係経費	地方税	地方税
一般行政経費	一般行政経費	国庫支出金	国庫支出金
投資的経費	投資的経費	地方債	地方債
その他	その他	地方交付税	地方交付税

一般行政経費の中の扶助費が増加（国の考え方に基づいて伸び率が設定される）

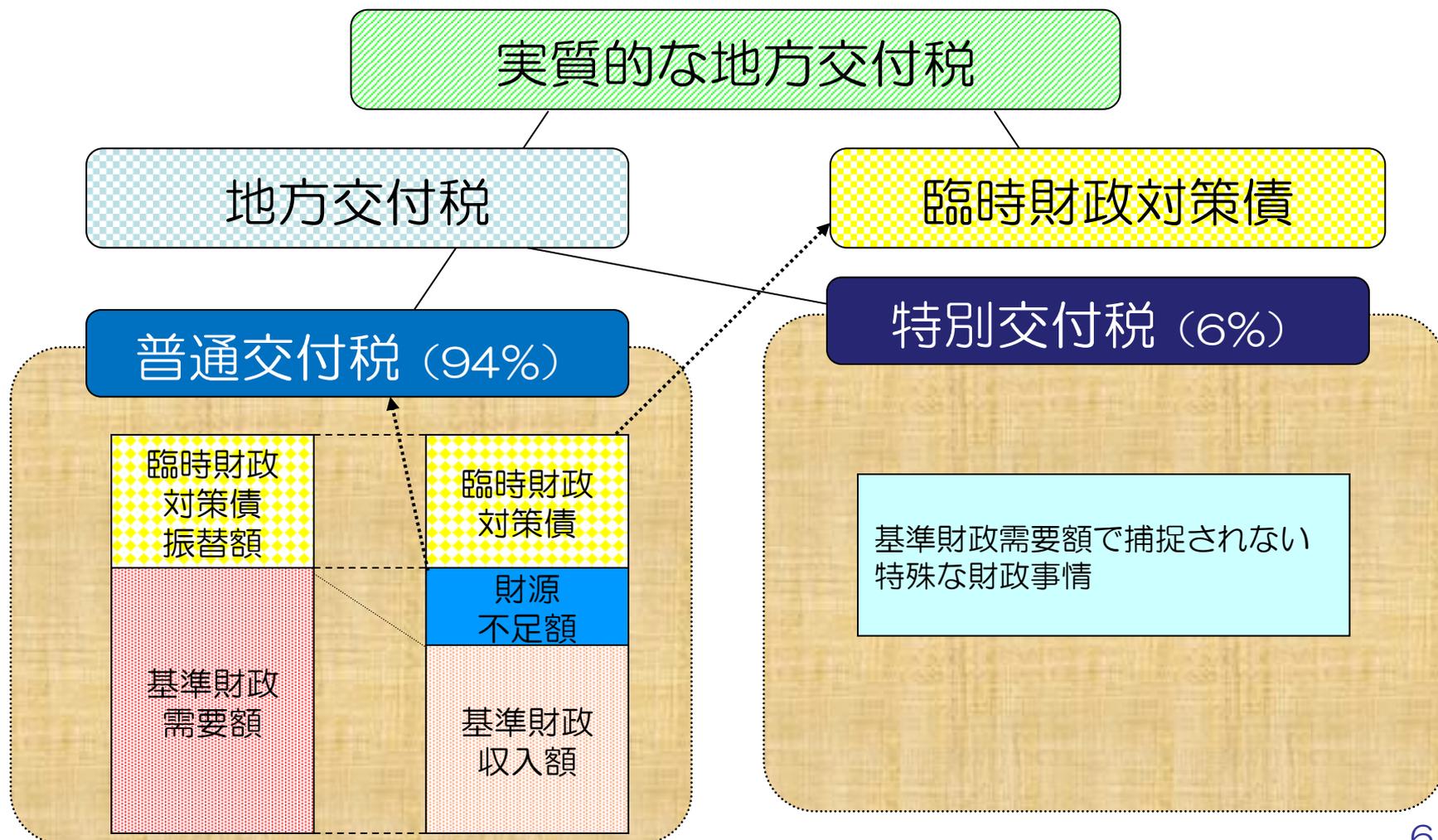
地方税が増加（国の考え方に基づいて伸び率が設定される）



地方交付税とは

- 地方交付税は、本来、地方の税収とすべき税を、国税として国が代わって徴収し、その一定割合を合理的な基準で再配分する地方の固有財源。
- 地方公共団体間の財源の不均衡を調整（財源調整機能）し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する（財源保障機能）ものであり地方財政計画により全国総額が確定後、その範囲内で各団体へ配分される。
- 地方交付税は一般財源であり、その用途は各団体の自主的な判断に任されている。

地方交付税の構成





地方交付税の交付月

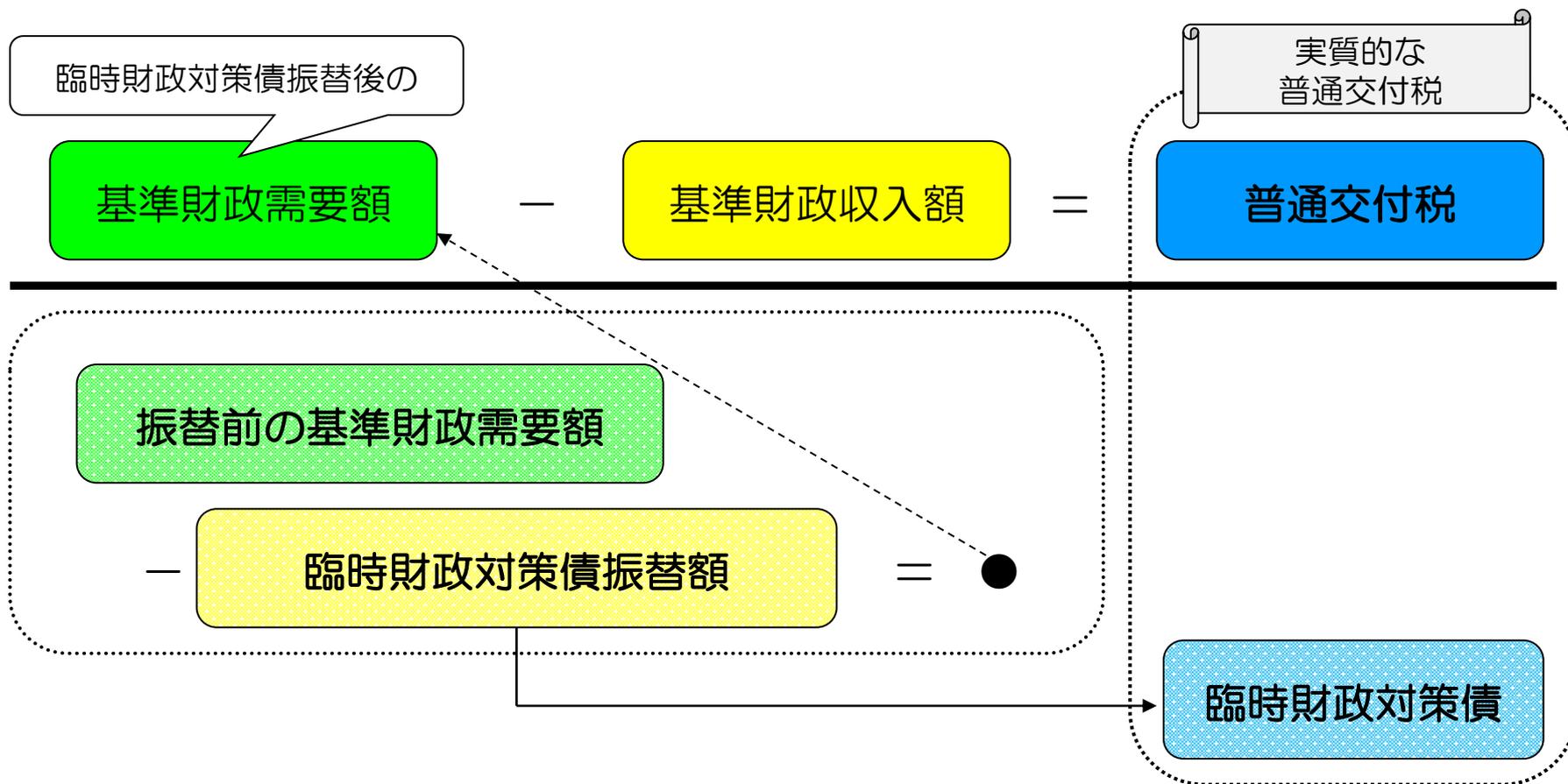
普通交付税	4月	前年度の普通交付税額× (今年度の交付税総額÷前年度の交付税総額)
	6月	×1/4 ※これを「概算交付」という。
	9月	(今年度の普通交付税額－4・6月に交付した額) ×1/2
	11月	今年度の普通交付税額－既に交付した額
特別交付税	12月	特別交付税に関する省令における「12月分の算定方法」に基づいて算定された額
	3月	特別交付税に関する省令「3月分の算定方法」に基づいて算定された額

※この他、災害等の場合、普通交付税は繰上げ交付、特別交付税は交付決定時期等の特例といった制度がある。

※臨時財政対策債は、同意等を得た後は、各団体の判断で借入れ時期を決定することができる。

普通交付税・ 臨時財政対策債の概要

- 普通交付税・臨時財政対策債発行可能額は、次の算式で計算される。



基準財政需要額のポイント

【大前提】

- 基準財政需要額は、各団体の「標準的な行政経費」を表す。
- この数値は、実際の各団体の予算・決算とは一切関係なく、原則として機械的に算定される。

基準財政需要額の算式

$$\text{基準財政需要額} = \text{測定単位} \times \{ (\text{段階補正} \times \text{態容補正}) + \text{密度補正} + \text{事業費補正} \} \times \text{単位費用}$$

人口など

測定単位の多寡によるスケールメリット等を補正

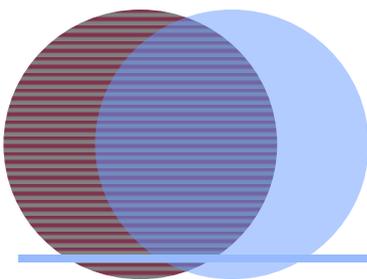
都市形態や地域手当級地区分に伴う補正

各団体の実情を特別に反映
(一部の項目のみ)

一部の公債費に係る需要額を加算

測定単位1当たりの標準的な行政経費

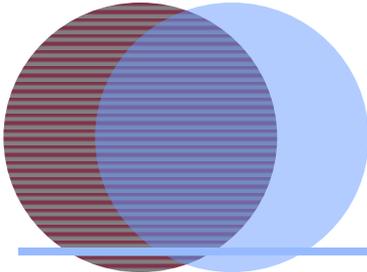
算式を見れば分かるとおり、本市の予算・決算数値とはほとんど関係なく、あくまで「機械的に算定」されるのが、基準財政需要額。



基準財政需要額の費目一覧 (市町村分)



<R7算定ベース>					
消防費	消防費	厚生費	生活保護費	その他	包括算定経費
土木費	道路橋りょう費		社会福祉費		地域元気創造事業費
	港湾費		保健衛生費		人口減少等特別対策事業費
	都市計画費		こども子育て費		地域社会再生事業費
	公園費		高齢者保健福祉費		地域デジタル社会推進費
	下水道費		清掃費		公債費
	その他の土木費				
教育費	小学校費	産業経済費	農業行政費		
	中学校費	総務費	林野水産行政費		
	高等学校費		商工行政費		
	その他の教育費		徴税費		
	戸籍住民基本台帳費				
			地域振興費		



基準財政需要額における 各団体独自事情の反映①

基準財政需要額は、基本的には「人口等を基礎に機械的に算定」。

例外

一部の費目において、「密度補正」という補正係数を設置。

(例) 生活保護費

- 生活保護扶助費は、必ずしも人口と扶助費が比例しない。
- むしろ、扶助費は被保護者数との相関関係を持つ。
- ⇒被保護者数の多寡に応じて、基準財政需要額を割増しor割落とし。

- ・ただし、こうした密度補正による実情の反映は、非常に例外的。
- ・また、実情を反映する場合でも、「予算・決算」数値は基本的に使わない。

<上記以外の密度補正がある項目の例>

こども子育て費における保育所入所人員、児童扶養手当の受給者数
保健衛生費における国保料軽減者数・軽減世帯数、被保険者数等

独自事情の反映②

～事業費補正・公債費～

事業費補正

地方団体の公共事業費の地方負担等、実際の投資的経費の財政需要を反映するための補正係数。

公債費（需要額の費目）

基準財政需要額の中の1費目として設けられており、公債費に係る基準財政需要額を算定。

一部の地方債に係る元利償還金等の一定割合を、各団体の地方債の発行実績や実際の元利償還金に基づき、需要額において算定。
※ほか、密度補正で算定する場合もある。（水道、病院）

【注意1】

あくまで「一部の地方債」であり、すべての地方債が算定対象となるわけではない。

【注意2】

あくまで「一定割合」であり、一般的には、全額が算定対象になるわけではない。
(臨時財政対策債など例外有)

【注意3】

公債費を算定している関係上、他の項目と比べ、年度間変動が大きい。

個別団体の基準財政需要額を分析するときは、こうした事業費補正・公債費の特性に留意。



臨時財政対策債について

- 地方交付税は、「国税の一定割合」を地方へ再配分するもの。
- その総額は、地方財政計画に基づいて決定される。

ところが...

- ★ 税収が減少傾向にある場合
 - ★ 社会保障関係費が増傾向となっているような場合
- ⇒ こうした局面にあっては、**国の交付税財源が不足**する

そこで...

いわゆる「折半ルール」(H13~)

- ① 財源不足額の1/2を、国は交付税総額に加算（**臨時財政対策加算**）
 - ② 残り1/2を、地方は**臨時財政対策債**で措置（基準財政需要額の一部を、臨時財政対策債へ振り替え）
- ※ 臨時財政対策債を発行すると、当然、後年度に公債費が発生するが、その公債費は、基準財政需要額に全額算入。

基準財政収入額のポイント

【大前提】

- 基準財政収入額は、各団体の「**標準的な税収入の一定割合**」（概ね75%）を表す。
- この数値は、税目ごとの課税客体の数量や、課税実績を基礎に算定。

基準財政収入額の算式

$$\text{基準財政収入額} = (\text{標準的な税収入}) \times 75\% + \text{地方譲与税等}$$

市民税、固定資産税、市たばこ税、
地方消費税交付金（従来分）など

自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、地方
消費税交付金（社会保障財源充当分）など

※地方消費税交付金（社会保障財源充当分）とは、
地方消費税の税率引き上げ相当分

＜個人市民税均等割の算定例＞

$$\text{納税義務者数} \times (\text{標準税率} \times 75\%) \times \text{徴収率}$$

本市の実際の納税義務者数

標準税率（@3,500円）

標準的な税の徴収率

基準財政収入額の税目一覧 (市町村分)

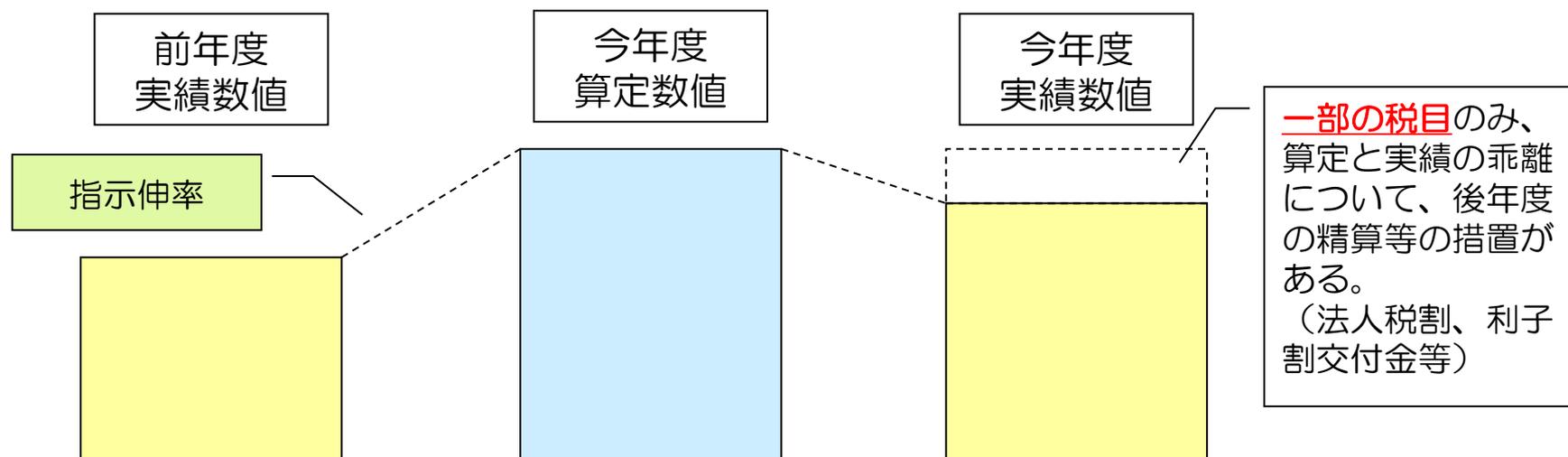
<R7算定ベース>

普通税	個人・法人市民税	地方譲与税等	地方揮発油譲与税
	固定資産税		特別とん譲与税
	軽自動車税（種別・環境性能割）		石油ガス譲与税（指定都市のみ）
	市たばこ税		自動車重量譲与税
	鉱産税		航空機燃料譲与税
目的税	事業所税	交通安全対策特別交付金	
道府県税 交付金	利子割交付金		森林環境譲与税
	配当割交付金	市町村交付金	
	株式等譲渡所得割交付金		地方特例交付金
	法人事業税交付金		
	地方消費税交付金		
	ゴルフ場利用税交付金		
	環境性能割交付金		
	軽油引取税交付金（指定都市のみ）		

【不算入税目】
入湯税、都市計画税、法定外税

基準財政収入額と 実際の課税実績の関係

基準財政収入額は、原則として、
前年度の課税実績等に、地方財政計画を基礎とした伸び率を乗じて算定。



一部の税目のみ、
算定と実績の乖離
について、後年度
の精算等の措置が
ある。
(法人税割、利子
割交付金等)

<重要>

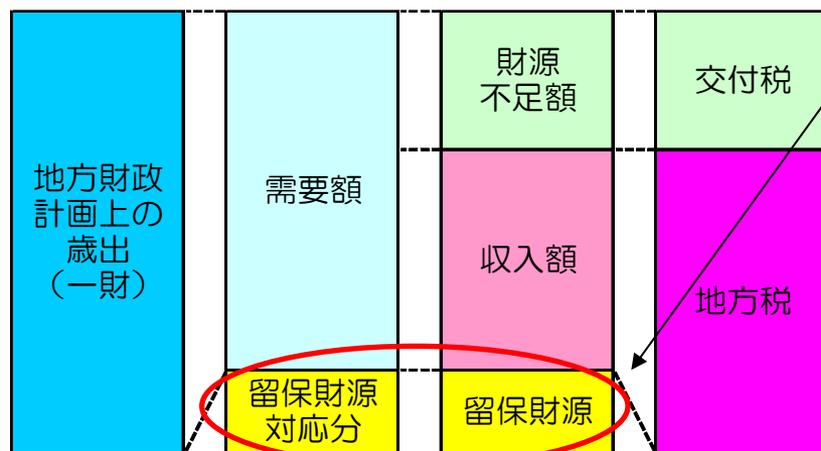
基準財政収入額の算定数値は、地方財政計画を基礎とした伸び率に基づいているので、実際の市税ではなく、地方財政計画のトレンドに近い傾向を示す。

留保財源について

◎標準的な税収の75%は基準財政収入額で算定（普通交付税の減要素）

収入額に算入されない、税収の残り25%を「**留保財源**」という。

イメージ図



税収の全額を交付税に算入しないことで、地方団体の自主性・独立性を保障し、自主財源である地方税の税源涵養を促すしくみ。

【留保財源に関する注意事項】

税収の75%しか収入額に算入しないことと合わせて、地方財政計画の歳出も75%しか需要額に算入されない。
⇒**算入率を下げても、一般財源総額は増えない。**

留保財源で、需要額に算入されない**政策的経費等**をまかなう。

一般的にはこう言われているが、実際は需要額不算入公債費の財源になっていることが多い。

公債費の水準が低ければ、政策的経費として活用可能。

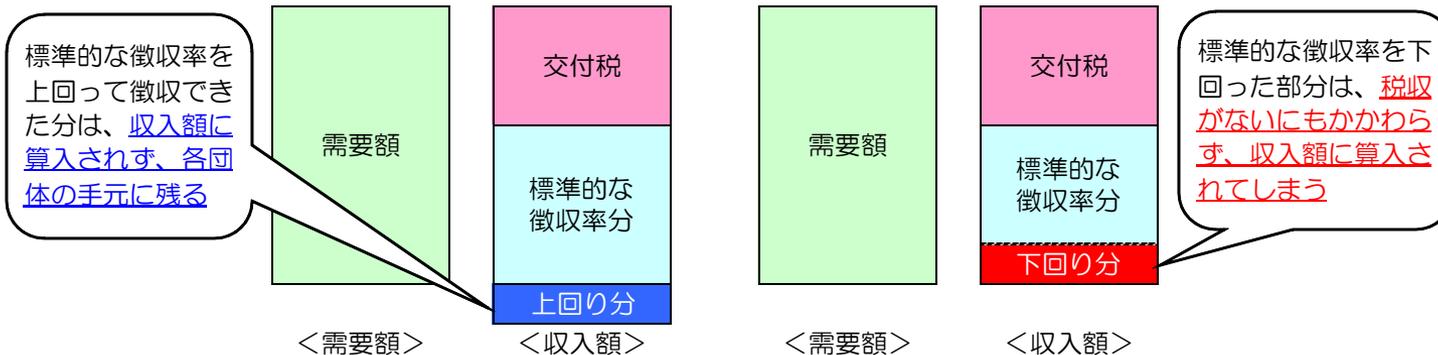
基準財政収入額の算定に用いる徴収率について

基準財政収入額の算定に用いる徴収率（標準的な徴収率）とは

- 標準的な団体において「課税した額に対して、実際に税が徴収できた額」の比率。
各団体の実際の市税収入率ではなく、全国一律の水準で定められたもの。
- H27までは、全国の平均的な徴収率を採用。
- H28より、上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率へ段階的に反映。

標準的な徴収率を上回って税が徴収できた場合、その上回った部分は、基準財政収入額に算定される（⇒交付税が減る）ことなく、そのまま各団体の手元に残る。（逆もまた然り）

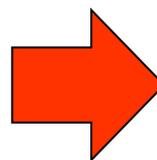
イメージ図



税収増の努力と普通交付税

素朴な疑問

「税収を上げる努力をしても、交付税が減るのでは意味がないのでは...？」



答えは「**No**」！

理由①「すべての税収を算定しているわけではない」

- ★収入額不算入税目（都市計画税など）
- ★超過課税（地方税法規定の標準税率を上回る課税）
- ★法定外税（いわゆる独自課税）
- ★収入額算入税目のうち、留保財源分



これらは
収入額に算入されず
手元に残る。

理由②「基準財政収入額の算定に用いる徴収率≠実際の収入率」

- ★実際の市税収入率は、基準財政収入額へは反映されない。



徴税努力は
市の歳入に直結。

一方...逆もまた然り

- ★市独自の市税の減免
- ★不均一課税による税額軽減



税額軽減前の数値で算定。
(税収減が交付税に反映されない)

標準財政規模 ～経常的な一般財源の総額～

標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財債対策債発行可能額

式を変形すると...

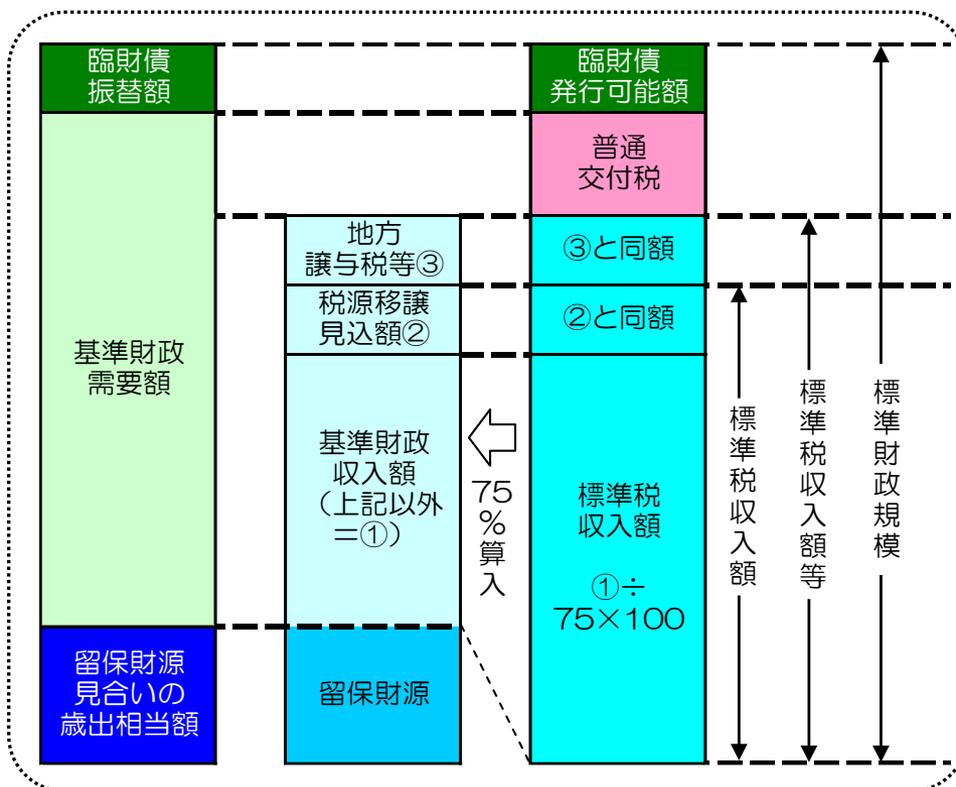
= 臨時財政対策債振替前需要額 + 留保財源

実際の発行額ではないことに注意。

イメージ図にすると...

○これらは、普通交付税の算定上の数値であり、実際の市税等の決算額とは合致しない。

○この「標準財政規模」は、実質公債費比率や将来負担比率など、健全化判断比率を計算する際の分母になる。



特別交付税のポイント

【大前提】

○特別交付税は、**普通交付税で算定できない特別の財政需要**を算定。

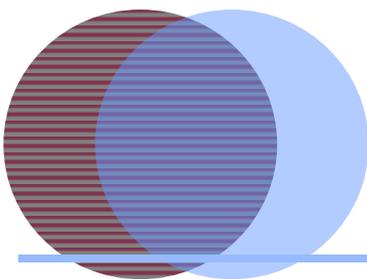
具体的には...

+	普通交付税で措置されない特別・特殊な財政需要
	<ul style="list-style-type: none"> • 団体により財政需要の多寡の差が大きいもの（環境対策等） • 偏在性の強いもの（除排雪、地盤沈下対策、森林保護等） • 臨時的なもの（不法放置産廃撤去、座礁船舶撤去、不発弾処理等）
	本来は普通交付税で算定されるべき財政需要
	<ul style="list-style-type: none"> • 4月2日以降に中核市になった場合の所要経費
-	風水害・大火災等の災害に伴う影響額【この影響が極めて大きい】
	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模災害が起こった年度は、特別交付税がその地域に集中し、被害を受けていない団体への配分は減少する。
-	公営企業収益金
	期末勤労手当・地域手当等における国基準超過支給額
	普通交付税不交付団体における財源超過額

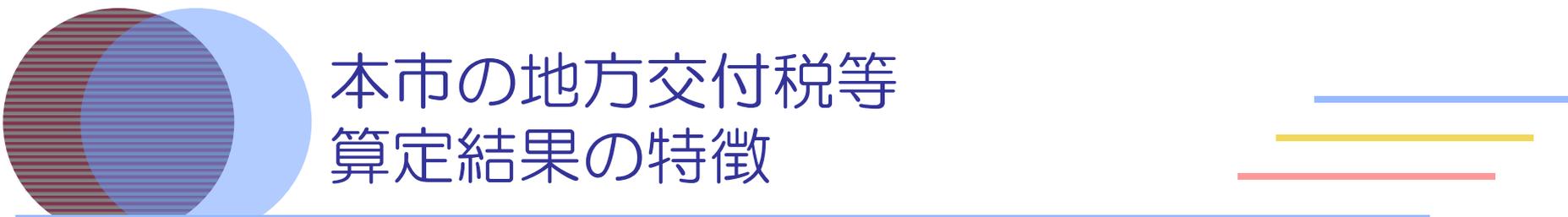
○こうした特別交付税算定項目について、基本的には省令で定められ、毎年、**200以上の様式**により、算定対象となるさまざまな項目の数値を報告している。

○その**基礎数値報告額は、実際の交付額を大きく超過**するものとなっているが、特交は交付税総額の6%と決まっているため、**実際の交付額は大幅に圧縮**。

○また、**特別交付税の算定の詳細は、市町村には示されない**ため、基礎数値と算定結果の因果関係が把握できていないのが実態。



第2章
尼崎市の地方交付税等の
課題



本市の地方交付税等 算定結果の特徴

基準財政需要額の特徴

- ★生活保護費をはじめとする社会保障関係費の割合が高く、関係費目において単位費用等の増減があると、全国平均以上に本市普通交付税は増減する。

基準財政収入額の特徴

- ★法人税割の占める割合が高く、法人税割の動向に普通交付税算定額が大きく影響される。

⇒ 本市の（実際の）財政構造上の特徴と、ほぼ同じ。



2つの「乖離」

- 本市において、交付税の議論をするときに、よく登場するのが「**乖離**」というキーワード。
- ただし、「**乖離**」には2つのパターンがあるので、注意が必要。

【1つめの「乖離」】

算定と実績の乖離

【2つめの「乖離」】

当初予算と決算の
乖離



算定と実績の乖離①

「算定と実績の乖離」とは...

○基準財政需要額or収入額における算定結果と、本市の実際の決算数値との間に、乖離が生じている状態のこと。

「算定と実績の乖離」が議論となっている項目

<基準財政需要額>

生活保護費、後期高齢者医療給付費負担金などの義務的経費

<基準財政収入額>

個人市民税所得割（特に税源移譲見込額）



算定と実績の乖離②

- しかし、そもそも...
 - 基準財政需要額も収入額も、各団体の実際の決算額等を基礎に算定するものではない。
 - 言い換えると、「各団体の決算額等と交付税の算定数値は、一致しないのが必然」。

この「交付税制度の大前提」を踏まえた上で、なぜ「算定と実績の乖離」が問題になるのか？

算定と実績の乖離③

基準財政需要額における「乖離分析の必要性」を場合分け

その事業は、法令による義務付けがあるか？

Yes

その事業は、実施にあたって、各団体に、経費削減などといった裁量の余地があるか？

No

Yes

No

「**乖離を問題視する必要がない事業**」と整理する。

<理由>

- ①算定において、各団体の実情を反映する仕組みがない。
- ②各団体が裁量を発揮し、それぞれの実情に応じた予算編成をする余地がある。

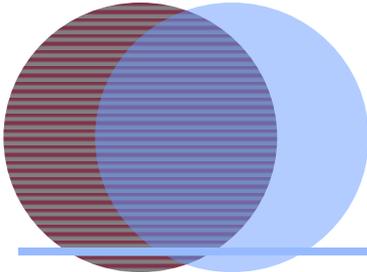
各種人件費、内部管理経費、裁量の余地のある事業費など

「**乖離を問題にすべき事業**」と整理する。

<理由>

- ①各団体が裁量を発揮し、実績を算定に合わせていく余地がほとんどない。
- ②かつ、法令による義務付けがあるのであれば、その財源は国で保障すべき。

生活保護費等、法に基づく、裁量の余地のない義務的経費



当初予算と決算の乖離

- ・ 「予算－決算」の乖離が生じる理由

「予算＞決算」のとき

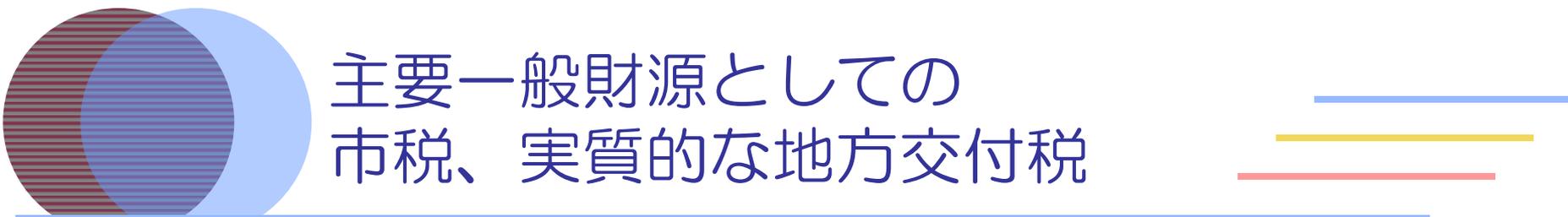
○本市の需要額に占める割合が高い経費（主に社会保障関係費）が減少となる局面において、本市は地方財政計画のトレンド以上に基準財政需要額が圧縮されるため、予算割れの要因となる。

○基準財政収入額において、当初予算編成時点（1月ごろ）に示されていた指示伸び率（推計乗率）や、税の見込額が、実際の算定のとときに大きくなった場合、収入額が大きくなる⇒普通交付税は減にはたらく。

「予算＜決算」のとき

○社会保障関係費が増となる局面においては、本市は地方財政計画で示される指示伸び率（推計乗率）以上に基準財政需要額が伸びる。

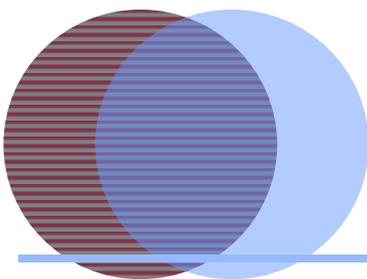
○基準財政収入額において、当初予算編成時点（1月ごろ）に示されていた指示伸び率（推計乗率）や、税の見込額が、実際の算定のとときに小さくなった場合、収入額が小さくなる⇒普通交付税は増にはたらく。



主要一般財源としての 市税、実質的な地方交付税

- 歳入の動向を分析する際、
「市税はどうか」「交付税はどうか」「譲与税は…」
などといった、個別項目の動向を見ることよりも、
これらを合算した「主要一般財源の動向」を
分析することの方が必要である。
 - 基本的な傾向として、「市税が増えると、交付税が減る」
といったように、市税等と交付税は表裏一体の関係にある。
- 本市における「主要一般財源」の定義

市税 + 譲与税・交付金 + 実質的な地方交付税 + 減収補てん債（特例分）



第3章

尼崎市の算定結果

本市の地方交付税等の 算定結果の推移

(単位：百万円)

	R3①	R4②	R5③	R6④	R7⑤	②/①	③/②	④/③	⑤/④
基準財政需要額	79,798	82,404	85,365	88,734	92,514	+3.3%	+3.6%	+3.9%	+4.3%
個別算定経費	66,359	66,286	67,513	68,670	70,245	▲0.1%	+1.9%	+1.7%	+2.3%
包括算定経費	6,584	6,127	6,409	6,708	7,470	▲6.9%	+4.6%	+4.7%	+11.4%
事業費補正+公債費	11,435	11,311	10,691	10,503	10,365	▲1.1%	▲5.5%	▲1.8%	▲1.3%
各種臨時費目	5,192	2,699	3,190	3,960	4,370	▲48.0%	+18.2%	+24.2%	+10.3%
臨時振替・錯誤前 小計	89,570	86,423	87,802	89,842	92,451	▲3.5%	+1.6%	+2.3%	+2.9%
臨時財政対策債振替額	▲9,771	▲4,018	▲2,437	▲1,108	0	▲58.9%	▲39.3%	▲54.5%	▲100.0%
錯誤措置額	0	▲1	0	0	62	+0.0%	▲100.0%	+0.0%	+0.0%
基準財政収入額	63,981	66,933	68,907	70,648	73,419	+4.6%	+3.0%	+2.5%	+3.9%
個人所得割	18,615	19,251	19,862	19,041	21,586	+3.4%	+3.2%	▲4.1%	+13.4%
法人税割	1,439	2,272	2,386	3,033	3,102	+57.8%	+5.0%	+27.1%	+2.3%
固定資産税	25,456	25,879	26,236	26,931	27,478	+1.7%	+1.4%	+2.6%	+2.0%
地方消費税交付金	8,580	8,993	9,966	9,465	9,950	+4.8%	+10.8%	▲5.0%	+5.1%
その他(錯誤含む)	9,891	10,538	10,458	12,179	11,303	+6.5%	▲0.8%	+16.5%	▲7.2%
差引 交付基準額	15,817	15,471	16,458	18,085	19,094	▲2.2%	+6.4%	+9.9%	+5.6%
調整額	0	0	0	0	0	+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%
普通交付税額	15,817	15,471	16,458	18,085	19,094	▲2.2%	+6.4%	+9.9%	+5.6%
臨時財政対策債	9,771	4,018	2,437	1,108	0	▲58.9%	▲39.3%	▲54.5%	▲100.0%
普及+臨時債 合計	25,589	19,489	18,895	19,194	19,094	▲23.8%	▲3.1%	+1.6%	▲0.5%
特別交付税	559	188	333	325	449	▲66.4%	+77.5%	▲2.3%	+38.2%
実質的な地方交付税	26,147	19,677	19,228	19,519	19,544	▲24.7%	▲2.3%	+1.5%	+0.1%
地方交付税	16,376	15,659	16,790	18,411	19,544	▲4.4%	+7.2%	+9.6%	+6.2%
臨時財政対策債(再掲)	9,771	4,018	2,437	1,108	0	▲58.9%	▲39.3%	▲54.5%	▲100.0%

※ 各種臨時費目：地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費（H27～）

地域社会再生事業費（R2～）、地域デジタル社会推進費（R3～）、給与改定費（R6～）

本市の基準財政需要額の 算定結果の推移

(単位：百万円)

	R3①	R4②	R5③	R6④	R7⑤	②/①	③/②	④/③	⑤/④
消防費	5,169	5,010	5,001	5,071	5,274	▲3.1%	▲0.2%	+1.4%	+4.0%
土木費	3,404	3,340	3,331	3,417	3,495	▲1.9%	▲0.3%	+2.6%	+2.3%
教育費	7,800	7,717	7,763	6,902	7,055	▲1.1%	+0.6%	▲11.1%	+2.2%
厚生費	45,124	45,433	46,581	48,353	49,236	+0.7%	+2.5%	+3.8%	+1.8%
産業経済費	769	753	753	765	784	▲2.0%	▲0.0%	+1.5%	+2.6%
総務費	4,818	4,751	4,843	4,980	5,287	▲1.4%	+1.9%	+2.8%	+6.2%
小計	67,085	67,006	68,273	69,487	71,132	▲0.1%	+1.9%	+1.8%	+2.4%
包括算定経費	6,584	6,127	6,409	6,708	7,470	▲6.9%	+4.6%	+4.7%	+11.4%
地域の元気創造事業費	783	799	830	771	724	+2.1%	+3.9%	▲7.1%	▲6.0%
人口減少等特別対策事業費	918	872	842	808	831	▲5.0%	▲3.4%	▲4.1%	+2.9%
地域社会再生事業費	239	235	234	234	234	▲1.9%	▲0.4%	+0.0%	+0.0%
地域デジタル推進費	204	200	374	358	207	▲2.2%	+87.4%	▲4.3%	▲42.1%
臨時経済対策費	370	593	343	369	1,353	+60.1%	▲42.2%	+7.8%	+266.1%
給与改定費				656	594	+0.0%	+0.0%	+0.0%	▲9.5%
臨時財政対策債償還基金費	2,677		566	764	426	▲100.0%	+0.0%	+34.8%	▲44.2%
地域経済・雇用対策費						+0.0%	+0.0%	+0.0%	+0.0%
公債費	10,709	10,592	9,931	9,687	9,479	▲1.1%	▲6.2%	▲2.5%	▲2.1%
合計（臨財振替・錯誤前）	89,570	86,423	87,802	89,842	92,451	▲3.5%	+1.6%	+2.3%	+2.9%
臨時財政対策債振替	▲9,771	▲4,018	▲2,437	▲1,108	0	▲58.9%	▲39.3%	▲54.5%	▲100.0%
錯誤措置額	0	▲1	0	0	62	+0.0%	▲100.0%	+0.0%	+0.0%
合計	79,798	82,404	85,365	88,734	92,514	+3.3%	+3.6%	+3.9%	+4.3%

(参考)

社会保障関係費	40,193	42,173	43,292	44,973	48,946	+4.9%	+2.7%	+3.9%	+8.8%
生活保護費	9,472	9,507	9,569	9,457	9,569	+0.4%	+0.7%	▲1.2%	+1.2%
社会福祉費	12,269	12,591	12,980	3,974	12,980	+2.6%	+3.1%	▲69.4%	+226.7%
保健衛生費	5,609	5,614	5,655	5,092	5,655	+0.1%	+0.7%	▲10.0%	+11.1%
こども子育て費				11,213	5,655	+0.0%	+0.0%	+0.0%	▲49.6%
高齢者保健福祉費	14,384	14,461	15,087	15,239	15,087	+0.5%	+4.3%	+1.0%	▲1.0%

本市の基準財政収入額の 算定結果の推移

(単位：百万円)

	R3①	R4②	R5③	R6④	R7⑤	②/①	③/②	④/③	⑤/④
個人均等割	572	571	581	503	512	▲0.3%	+1.9%	▲13.4%	+1.8%
個人所得割	18,615	19,251	19,862	19,041	21,586	+3.4%	+3.2%	▲4.1%	+13.4%
法人均等割	961	1,014	1,017	1,033	1,040	+5.5%	+0.4%	+1.6%	+0.7%
法人税割	1,439	2,272	2,386	3,033	3,102	+57.9%	+5.0%	+27.1%	+2.3%
固定資産税	25,456	25,879	26,236	26,931	27,478	+1.7%	+1.4%	+2.6%	+2.0%
土地	10,773	10,844	10,833	11,215	11,340	+0.7%	▲0.1%	+3.5%	+1.1%
家屋	10,793	11,232	11,524	11,709	11,950	+4.1%	+2.6%	+1.6%	+2.1%
償却	3,889	3,804	3,880	4,007	4,188	▲2.2%	+2.0%	+3.3%	+4.5%
市たばこ税	2,665	2,655	2,629	2,682	2,722	▲0.4%	▲1.0%	+2.0%	+1.5%
事業所税	2,660	2,700	2,740	2,712	2,739	+1.5%	+1.5%	▲1.0%	+1.0%
法人事業税交付金	662	831	784	917	921	+25.6%	▲5.7%	+16.9%	+0.5%
地方消費税交付金	8,580	8,993	9,966	9,465	9,950	+4.8%	+10.8%	▲5.0%	+5.1%
従来分	3,338	3,476	3,852	3,656	3,843	+4.1%	+10.8%	▲5.1%	+5.1%
社会保障財源分	5,242	5,517	6,114	5,809	6,107	+5.2%	+10.8%	▲5.0%	+5.1%
自動車重量譲与税	553	559	556	0	597	+1.0%	▲0.5%	▲100.0%	+0.0%
その他（錯誤含む）	2,481	3,040	2,934	5,248	3,693	+22.6%	▲3.5%	+78.9%	▲29.6%
基準財政収入額	63,981	66,933	68,907	70,648	73,419	+4.6%	+3.0%	+2.5%	+3.9%